

渡良瀬遊水地の保全と再生及び賢明な活用に関する条例（案）の概要について

1 趣旨及び理由

渡良瀬遊水地の保全と再生及び賢明な活用について、基本理念を定め、市並びに市民及び渡良瀬遊水地利用者（以下「渡良瀬遊水地利用者等」という。）の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、渡良瀬遊水地の絶滅危惧種を含む多くの貴重な動植物が生息・生育する自然環境（以下「固有の環境」という。）を守るとともに、地域の活性化を図ることを目的とする。

2 内 容

① 禁止行為（第 6 条関係）

渡良瀬遊水地利用者は、渡良瀬遊水地（小山市域）において、法令に定めがあるもののほか、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

- (1) ドローン、ラジコンその他の航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 2 項に規定する無人航空機及び同項の国土交通省令で定める機器を飛行させること。

→ドローン、ラジコンの類は、その質量の大小によらず飛行禁止。

- (2) ボール、花火その他の物を投げ、打ち、又は発射すること。
(3) その他固有の環境が損なわれるおそれがあると市長が認める行為をすること。

② 中止等の指示（第 7 条関係）

市長は、現に渡良瀬遊水地において前条に掲げる行為をしている者（以下「禁止行為者」という。）を当該職員が現認したとき又は渡良瀬遊水地見守り隊の隊員（以下「隊員」という。）若しくは渡良瀬遊水地利用者等からの通報を受けたときは、禁止行為者に対し、当該職員をして、当該行為の中止又は原状回復を指示させることができる。

→隊員は、監視、通報及び禁止行為の啓発を実施。

職員は、隊員もしくは利用者等からの通報を受け、禁止行為の中止又は原状回復の指示が可能。